

令和8年第1回定例会

新郷村議会会議録

令和8年 2月26日 開会

令和8年 3月 6日 閉会

新郷村議会

令和8年第1回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和7年第4回議会定例会閉会（12月1日）後）	1
会期日程	2

第1号（2月26日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	5
開会の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第2号から議案第27号までの上程、説明	7
予算特別委員会の設置について	15
散会の宣告	15

第2号（3月3日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	17
職務のため出席した者の氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
才 神 幸 男 君	19
佐 藤 泰 司 君	21

稲葉嘉浩君	24
散会の宣告	28

第 3 号 (3月6日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	30
職務のため出席した者の氏名	31
開議の宣告	32
議案第2号の質疑、討論、採決	32
議案第3号の質疑、討論、採決	32
議案第4号の質疑、討論、採決	33
議案第5号の質疑、討論、採決	34
議案第6号の質疑、討論、採決	34
議案第7号の質疑、討論、採決	35
議案第8号の質疑、討論、採決	35
議案第9号の質疑、討論、採決	36
議案第10号の質疑、討論、採決	37
議案第11号の質疑、討論、採決	37
議案第12号の質疑、討論、採決	38
議案第13号の質疑、討論、採決	38
議案第14号の質疑、討論、採決	39
議案第15号の質疑、討論、採決	40
議案第16号の質疑、討論、採決	40
議案第17号の質疑、討論、採決	41
議案第18号の質疑、討論、採決	41
議案第19号の質疑、討論、採決	42
議案第20号の質疑、討論、採決	43

議案第 2 1 号から議案第 2 7 号までの委員長報告、質疑、討論、採決……………	4 3
議員派遣の件について……………	4 4
委員会の閉会中の継続調査について……………	4 4
村長挨拶……………	4 5
閉会の宣告……………	4 5
署名議員……………	5 1

諸般の報告（令和7年第4回議会定例会（令和7年12月1日）後）

令和8年2月26日（木）

◎ 議決結果の報告

- 12月5日、令和7年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 陳情受理の報告

- 11月25日、「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」を受理。

◎ 監査の報告受理

- 12月18日、1月19日及び2月18日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 2月16日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。

会 期 日 程

令和8年第1回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
2月26日	木	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前10時
2月27日	金	休 会	議案熟考	
2月28日	土	休 会	議案熟考	
3月 1日	日	休 会	議案熟考	
3月 2日	月	委員会	各委員会	午前 9時
3月 3日	火	本会議	一般質問	午前10時
3月 4日	水	休 会	議案熟考	
3月 5日	木	委員会	予算特別委員会	午前10時
3月 6日	金	本会議	議案審議	午前10時

第 1 日 (2月26日)

令和8年第1回新郷村議会定例会

令和8年2月26日（木曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第2号から議案第27号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 議案第 2号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 3号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 9号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
- 議案第10号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第11号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第12号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第13号 田子高原広域事務組合理約の変更について
- 議案第14号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第9号）案について
- 議案第15号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について

- 議案第16号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第17号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第18号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第19号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第4号）案について
- 議案第20号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案について
- 議案第21号 令和8年度新郷村一般会計予算案について
- 議案第22号 令和8年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について
- 議案第23号 令和8年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第24号 令和8年度新郷村介護保険特別会計予算案について
- 議案第25号 令和8年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について
- 議案第26号 令和8年度新郷村簡易水道事業会計予算案について
- 議案第27号 令和8年度新郷村下水道事業会計予算案について

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 2番 | 佐藤泰司君 | 3番 | 稲葉嘉浩君 |
| 4番 | 才神幸男君 | 5番 | 横道一男君 |
| 6番 | 村岡和俊君 | 7番 | 滝沢仁君 |
| 8番 | 福山恵一郎君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|------------------------|--------|--------------|-------|
| 村長 | 佐藤和友君 | 副村長 | 横田堅悦君 |
| 教育長 | 今井裕一君 | 総務課長 | 横道敏克君 |
| 会計管理者 | 中鶴間淳子君 | 企画商工
観光課長 | 松原健夫君 |
| 農林課長
兼農業委員会
事務局長 | 高見憲一君 | 建設課長 | 福山鋼蔵君 |
| 税務課長 | 前山艶子君 | 住民課長 | 平葭美幸君 |
| 厚生課長 | 保土沢京子君 | 診療所事務長 | 長峯満君 |

教育委員会 横 沢 幸 治 君
総務課 長

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 福 山 徹 君 主 査 山 岸 夏 海 君

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和8年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、滝沢仁君、才神幸男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月6日までの9日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月6日までの9日間と決定い

たしました。

◎議案第2号から議案第27号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、議案第2号から議案第27号までの議案26件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

令和8年第1回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たり一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

先般、高市早苗総理大臣の下、衆議院解散選挙が行われました。結果は自由民主党が3分の2を超える議席を確保しました。総理は「日本列島を強く豊かに」を基に5つの約束、そして地方の活力を高め誇りある日本をつくる、現在の暮らしと未来に向けて公約を掲げております。

日本列島は地方の集まりであります。地方から強く豊かにならなければなりません。例えば、農業政策として中山間地域農業の支援拡充、農業所得の向上対策、担い手、人材対策、有効な農地政策の推進。そして農林水産業、漁業、畜産酪農の担い手を徹底的に支援し日本有数の食料供給クラスターを構築。また結婚、出産、子育ての課題を丁寧に取り除き、少子化を反転させる。ジビエ利用の拡大など、どれをとっても新郷村にとって大変重要なものであり、現政権の公約です。我々はしっかりとその公約を確認し、国・県の力を借りながら我が村にとってベストな反映をされるよう政策としてその推進をしていくことが大切なものと考えております。

また、村では今まで準備や手続を行ってきた新しい政策が実施されるものとなってきますが、実施後には評価を行ってよりよいものへ改善していきたいと考えております。その際にはお気づきの点、ご意見ございましたらぜひお願いいたします。

去る2月21日には、我が村出身で、現在弘前大学で副学長、ウェルビーイング戦略担当教授、松下公一様をお迎えして、幸福度の高い未来社会の実現へというタイトルでご講演いただきました。ウェルビーイングとは心身の健康、社会全体の幸福の実現、健康寿命の延伸、地域経済の活性化など多岐にわたるもので、つまりは幸せの実現なのです。

我が新郷村は少子高齢化、若者人口の流出、人口の減少が止まらず、経済も悪化し、交通も便利さを欠き、手を打たないとますます住みにくい不便な村になってしまいます。人口減の村の暮らしを守っていかねばなりません。そして安心・安全、そして幸福を感じながら生活できる村にしていく、そのためには、まずウェルビーイングの考え方を念頭に置き、将来に向けて新しい村づくりをしていく所存でございます。

皆様におかれましては何とぞご理解の上、なお一層のお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

それでは、提案しました議案26件についてご説明申し上げます。

議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議会の議員の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため提案するものでございます。

議案第3号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、特別職の職員等で非常勤のもの旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため提案するものでございます。

議案第4号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、特別職の職員で常勤のもの旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため提案するものでございます。

議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため提案するものでございます。

議案第6号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、会計年度任用職員の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため提案するものでございます。

議案第7号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案については、新郷村消防団員の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うため

提案するものでございます。

議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき通勤手当の額等を改定するため提案するものでございます。

議案第 9 号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案については、道路法施行令の改正により道路占用料の改正を行う必要が生じたため、提案するものでございます。

議案第 10 号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、支給額を一律に変更するため提案するものでございます。

議案第 11 号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、関係法令等の改正が必要となったため提案するものでございます。

議案第 12 号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定については、新郷村公の施設において、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定するため提案するものでございます。

議案第 13 号 田子高原広域事務組合規約の変更については、田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目基礎の一部を見直すとともに、将来の財政需要に向けた基金積立てに関する支弁方法の整備を行うため、地方自治法第 286 条第 2 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものでございます。

議案第 14 号 令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 9 号）案についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 7,932 万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 6,179 万 7 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、1 款村税でございますが、村民税個人分で 640 万円を追加し、固定資産税、たばこ税で 2,150 万円を減額しております。これにより、款内で 1,510 万円の減となっております。

10 款地方交付税でございますが、普通交付税 6,075 万 6 千円を追加しております。

14 款国庫支出金でございますが、災害査定用設計委託費補助金ほかで 435 万 7 千円を追加し、児童手当国庫負担金ほかで 2,428 万 3 千円を減額しております。これにより、款内で 1,992 万 6 千円の減となっております。

15 款県支出金でございますが、保健基盤安定拠出金ほかで 2,168 万 5 千円を減額して

おります。

16款財産収入でございますが、自動車売払収入ほかで308万4千円を追加し、官行造林地立木売払収入で100万円を減額しております。これにより、款内で208万4千円の増となっております。

18款繰入金でございますが、定住促進住宅基金で4万5千円を追加し、財政調整基金で1億6,383万9千円を減額しております。これにより、款内で1億6,379万4千円の減となっております。

20款諸収入でございますが、デジタル基盤改革支援補助金ほかで181万5千円を追加し、森林整備センター受託事業収入で437万円を減額しております。これにより、款内で255万5千円の減となっております。

21款村債でございますが、有機の里づくり事業債ほかで1,910万円を減額しております。

歳出の主な内容は、2款総務費でございますが、戸籍附票システム改修業務委託ほかで811万2千円を追加し、新郷村長選挙ほかで2,825万6千円を減額しております。これにより、款内で2,014万4千円の減となっております。

3款民生費でございますが、通信費ほかで1万1千円を追加し、施設型給付費ほかで2,946万3千円を減額しております。これにより、款内で2,945万2千円の減となっております。

4款衛生費でございますが、がん検診等ほかで1,346万2千円を減額しております。

6款農林水産業費でございますが、有機資源活用促進補助金ほかで194万2千円を追加し、徐間伐等委託費ほかで7,452万4千円を減額しております。これにより、款内で7,258万2千円の減となっております。

7款商工費でございますが、物価高騰対策地域振興商品券ほかで483万5千円を追加し、職員手当等ほかで28万3千円を減額しております。これにより、款内で455万2千円の増となっております。

8款土木費でございますが、修繕費ほかで136万4千円を追加し、工事請負費ほかで2,446万7千円を減額しております。これにより、款内で2,310万3千円の減となっております。

9款消防費でございますが、光熱水費10万円を追加しております。

10款教育費でございますが、修繕費ほかで82万9千円を追加し、西越地区公民館屋根改

修工事ほかで682万1千円を減額しております。これにより、款内で599万2千円の減となっております。

11款災害復旧費でございますが、工事請負費ほかで1,631万7千円を減額しております。

以上が令和7年度新郷村一般会計補正予算（第9号）案の概要でございます。

議案第15号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,896万円といたしました。

議案第16号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,607万9千円といたしました。

議案第17号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,659万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,454万2千円といたしました。

議案第18号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億368万2千円といたしました。

議案第19号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第4号）案についてでございますが、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ24万円を減額し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,370万5千円といたしました。

議案第20号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案についてでございますが、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ20万円を減額し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を9,460万2千円といたしました。

議案第21号 令和8年度新郷村一般会計予算案についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億3,868万6千円といたしました。前年度対比で1,928万6千円、0.7%の増となっております。

歳入の主なる内容は、1款村税2億4,157万3千円、前年比9.3%の減で、歳入予算に占める割合は8.8%でございます。

2款地方譲与税6,670万円、前年比増減なしで歳入予算に占める割合は2.4%でございます。

10款地方交付税14億5,000万円、前年比0.7%の増で、歳入予算に占める割合は53%でございます。

13款使用料及び手数料3,431万1千円、前年比5.1%の増で、歳入予算に占める割合は1.3%でございます。

14款国庫支出金1億3,379万6千円、前年比13.9%の減で、歳入予算に占める割合は4.9%でございます。

15款県支出金1億7,830万円、前年比1.0%の減で、歳入予算に占める割合は6.5%でございます。

16款財産収入1,823万2千円、前年比16.5%の増で、歳入予算に占める割合は0.7%でございます。

17款寄附金4,001万円、前年比20.0%の減で、歳入予算に占める割合は1.5%でございます。

18款繰入金3億5,919万2千円、前年比68.3%の増で、歳入予算に占める割合は13.1%でございます。いきいき新郷むらづくり基金、財政調整基金が主なるものでございます。

20款諸収入5,515万6千円、前年比57.3%の減で、歳入予算に占める割合は2.0%でございます。

21款村債7,390万円、前年比10.4%の減で、歳入予算に占める割合は2.7%でございます。

次に、歳出の主なる内容は、2款総務費でございますが、財産管理費修繕費220万円、新郷村生活者支援給付金1,917万円、空家等調査業務委託料862万4千円、新郷村スモールビジネス支援事業費補助金300万円が主なるもので、その額を5億5,373万2千円とし、前年比1.2%の減、歳出予算に占める割合は20.6%でございます。

3款民生費でございますが、村社会福祉協議会補助金957万3千円、障害者自立支援給付費6,519万2千円、放課後児童健全育成事業委託料924万9千円、施設型給付費6,767万2千円が主なるもので、その額を5億283万2千円とし、前年比5.3%の減、歳出予算に占める割合は18.4%でございます。

4款衛生費でございますが、インフルエンザ等予防接種委託料1,937万円、十和田地域広域事務組合負担金2,339万円、簡易水道事業会計補助金3,436万31円が主なるもので、その額を1億7,464万8千円とし、前年比3.2%の減、歳出予算に占める割合は

6. 4%でございます。

6款農林水産業費でございますが、中山間地域等直接支払事業交付金2,800万円、林道開設工事等5,770万円、中山間地域総合整備事業負担金2,674万7千円、鳥獣被害防止対策事業費1,106万8千円、農業集落排水事業補助金1,313万8千円が主なもので、その額を3億3,960万5千円とし、前年比0.5%の増、歳出予算に占める割合は12.4%でございます。

7款商工費でございますが、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4,150万円、五戸町・新郷村地域商店街活性化事業助成金450万円、水芭蕉群生地遊歩道改修工事850万円、温泉事業管理運営費6,977万2千円が主なもので、その額を1億7,029万2千円とし、前年比9.1%の増、歳出予算に占める割合は6.2%でございます。

8款土木費でございますが、特定環境保全公共下水道事業補助金7,449万5千円、道路維持事業工事請負費900万円、村道除草作業等委託料600万円、道路改良事業工事請負費3,030万円、除雪対策費1,732万3千円が主なもので、その額を2億3,843万3千円とし、前年比0.7%の減、歳出予算に占める割合は8.7%でございます。

9款消防費でございますが、消防団員報酬及び出動報酬1,700万円、消防ポンプ自動車購入費5,000万円、防災用備品購入費220万円、八戸地域広域事務組合負担金9,018万9千円が主なもので、その額を1億8,018万2千円とし、前年比47.8%の増、歳出予算に占める割合は6.6%でございます。

10款教育費でございますが、特別支援教育支援員配置事業2,137万5千円、山村開発センター改修工事費435万7千円、学校給食費3,773万1千円が主なもので、その額を2億2,933万6千円とし、前年比1.8%の減、歳出予算に占める割合は8.4%でございます。

12款公債費でございますが、元金2億8,500万円、利子900万円で、その額を2億9,400万円とし、前年比1.3%の減、歳出予算に占める割合は10.7%でございます。

13款予備費には300万円を計上しております。

以上が令和8年度新郷村一般会計予算案の概要でございます。

議案第22号 令和8年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,775万9千円といたしました。前年度比2,335万5千円、6.3%の減となっております。

議案第23号 令和8年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案についてでございますが、

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,772万4千円といたしました。前年度比513万2千円、5.5%の増となっております。

議案第24号 令和8年度新郷村介護保険特別会計予算案についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,760万6千円といたしました。前年度比1,680万円、3.4%の減となっております。

議案第25号 令和8年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億812万円といたしました。前年度比246万円、2.3%の増となっております。

議案第26号 令和8年度新郷村簡易水道事業会計予算案についてでございますが、収益的収入及び支出の予定額は、収益的収入支出それぞれ1億778万8千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で1,646万5千円、資本的支出で2,951万円とし、一般会計から補助を受ける金額を3,435万1千円といたしました。

議案第27号 令和8年度新郷村下水道事業会計予算案についてでございますが、収益的収入及び支出の予定額は、収益的収入支出それぞれ1億9,548万6千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で3,863万3千円、資本的支出で7,230万円とし、一般会計から補助を受ける金額を8,763万3千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思いますので、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数値等の読み間違いについては、議長においてご訂正くださるようお願い申し上げます。

令和8年2月26日、新郷村長、佐藤和友。

○議長（横道一男君） 副村長。

○副村長（横田堅悦君） ただいまの提案説明のほうの、数字の記載に誤りがありましたのでご訂正願いたいと思います。

13ページになりますけれども、議案第21号の令和8年度一般会計予算案でございます。13ページの4款衛生費の簡易水道事業会計補助金3,436万31円と記載されておりますけれども、3,436万1千円にご訂正願いたいと思います。

以上でございます。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（横道一男君） 日程第4、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第21号から議案第27号までの7件は、令和8年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、各公営企業会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第27号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る3月3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時41分）

第 2 日 (3 月 3 日)

令和8年第1回新郷村議会定例会

令和8年3月3日（火曜日）午前10時01分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
才神幸男君
佐藤泰司君
稲葉嘉浩君
-

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 2番 | 佐藤泰司君 | 3番 | 稲葉嘉浩君 |
| 4番 | 才神幸男君 | 5番 | 横道一男君 |
| 6番 | 村岡和俊君 | 7番 | 滝沢仁君 |
| 8番 | 福山恵一郎君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|------------------------|--------|--------|-------|
| 村長 | 佐藤和友君 | 副村長 | 横田堅悦君 |
| 教育長 | 今井裕一君 | 総務課長 | 横道敏克君 |
| 会計管理者 | 中鶴間淳子君 | 企画商工課長 | 松原健夫君 |
| 農林課長
兼農業委員会
事務局長 | 高見憲一君 | 建設課長 | 福山鋼蔵君 |
| 税務課長 | 前山艶子君 | 住民課長 | 平葭美幸君 |
| 厚生課長 | 保土沢京子君 | 診療所事務長 | 長峯満君 |

教育委員会 横 沢 幸 治 君
総務課 長

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 福 山 徹 君 主 査 山 岸 夏 海 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時01分)

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番、才神幸男君。

○4番（才神幸男君） おはようございます。

4番、才神です。

ただいま、議長よりお許しがありましたので、質問させていただきます。

件名、山林火災について。

要旨、村の山林火災対策について。

明細、ここ数年、日本各地で大規模な山林火災が発生し、甚大な被害が出ております。火の不始末などが原因と言われており、初期消火で防ぐことができる火災もあったと言われております。村の面積の9割近くが山で、火災発生時の初動体制がいかに重要かと考えます。

そこで、今後の山林火災の対応について伺います。

山林火災に向けて、消防団、また関係者と対策協議会などの開催を考えているのか。考えているならいつ頃か。また、ヘリコプターによる消火も考え、その作業内容も協議すべきだと考えますが、村長の考えを伺いたい。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

才神議員の山林火災についてにお答えいたします。

山林火災防止に向けて、村では毎年4月に県、消防署、警察署、消防団、森林管理署、その

他関係団体を交えて、山火事防止対策会議を開催しております。

また、山火事防止宣伝パレード、街頭指導、公有林野保護監視員による山林の巡回及び役場職員による巡回広報、消防団においては防火広報パレードを春と秋に実施し、山林火災防止に努めております。

次に、ヘリコプターによる消火については、現場の状況により必要と判断したときは、私または八戸広域消防長が迅速に要請を行います。要請後の作業内容については、基本的に青森県防災航空隊が指揮を執ることとなりますが、効果的な消火活動が行われるよう、今後も消防署、消防団を中心に関係機関と連携を取りながら、現地及び図上訓練を実施し、山林火災の防御に努めてまいりたいと考えております。

以上、才神議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 4番。

○4番（才神幸男君） 昨年の大船渡山林火災から1年がたち、山林の消失面積は3,370ヘクタール、被害額で72億と言われており、また、原因はまきストーブからの火の粉ではないかと。しかし、いまだに断定できでないようです。先ほども村長の答弁では、各団体等、4月、火災予防のパレード等をやっているということなんですけれども、今の気象状況を見れば、今年でもそうですが、1か月ぐらい早く今年も雪解けが早く、4月のパレードを早めてもいいのではないかと私は考えております。

また、ヘリコプターの要請においても、新郷中学校がヘリコプターの発着場に指定されておりますので、同時に地上部隊、それからいろんな用具を積んでくる地上部隊が来る前に、消火栓またはグラウンド内の点検、そして私は村内に3か所あるダム、水位の確認、周囲の点検もこれはやるべきだと考えております。

質問は、各分団に余裕ホースがどれだけの、または本団にどのぐらい余裕ホースがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（横道一男君） ただいま4番、才神君の再質問ですが、要するにホースとかそういう備蓄的なもののあれは通告書にはないから、答弁は差し控えます。次、ありましたらどうぞ。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（横道一男君） よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（横道一男君） 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤泰司君

○議長（横道一男君） 次に、佐藤泰司君の発言を許します。

2番、佐藤泰司君。

○2番（佐藤泰司君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

昨年5月より村長に就任して10か月余り、大変忙しい毎日をご過ごしてこられたことと思います。令和7年度は前櫻井村長による予算のため、佐藤村長のシン・新郷村の特色ある施策ができにくかったように見受けられました。令和8年度は、村長自ら予算を組み、施策を実現していくと思われませんが、村長最優先課題の施策をお伺いいたします。

また、人口減少対策についてどのような施策を講じていくのかをお伺いいたします。

なお、再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 2番、佐藤議員の令和8年度の施策についてにお答えいたします。

まずは、新規事業として例を挙げますと、高校生通学バスの運行が4月より始まります。目的といたしましては、本村では高校への通学に関して、親が送迎、下宿、家族の転居等余儀なくされている現実があり、負担が大きいためその支援をするものです。

次に、近年の有害鳥獣による多岐にわたる被害、特に熊、イノシシ出現の増加は住民への安全を脅かすものであり、また農林畜産その他多くの被害、登山、山菜取り、キャンプなど、本村の魅力や観光にも悪影響を及ぼしております。

今後、県や国とも連携しながら、対処はもちろんですが、被害予防の点でも担当者の配置も含め対策の強化をまいります。

新郷村スモールビジネス支援事業、これは本村での新規開業や既存の事業者の新しい事業などへのスタートアップの支援となります。村の農業の6次産業化、商店の新しい取組、他地域からの移住と開業などの推進をするものです。

そして、村の交通に関しては、村地域公共交通協議会を再度立ち上げまして、住民の生活により便利なものへと構築していきます。

また、災害対策ですが、昨年の大雨被害では公共土木災害、農業用施設災害と多くの被害が発生し、復旧工事も進んでおります。特に国道454号の道路災害では、通行止めによりグリーンパーク売上げ減など本村の経済損失も大きいものでありましたが、宮下知事をはじめ、県・村のご関係者のご尽力を賜り、今年のゴールデンウィーク前には、まずは片側通行が可能

になるための工事予定が組まれております。

安心と安全には防犯、交通事故防止、防災と災害発生時の対応から、避難所の運営なども課題解決のため各関係者とも連携や情報共有を進めてまいります。

次に、人口減少対策についてですが、国・県・地方が直面している最重要課題です。特に、本村では少子高齢化、生産人口の流出、自然減と社会減で人口減少が加速しており、2050年には人口837人、高齢化率が62%となる予想であり、特に年少人口、生産年齢人口の減少が顕著であり、高齢化も進みます。

人口減と人口構成の変化で、この状況は並大抵の政策では改善は困難と考えております。本村にまず必要なのは、現在生活しておられる住民の不便や不安を減らしていく、村の経済を活性化させていく、関係人口を増やす、生産年齢人口の流出を防ぎ、まずは子供から高齢者まで、心身健康で幸福を実感できる住みよい村づくり、これが必要と考えております。

また、人口減少が進んだ将来の村がどうあるべきか、きちんと考え、今後も常に議員の皆様と、そして村民の皆様、そしてご関係者の方々のご意見を聞きながら、村づくりの設計も同時に進めなければなりません。

情報を集め、必要な事業を計画実行し、それを改善しながらより効果を上げていきたいと考えております。

以上、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 2番。

○2番（佐藤泰司君） 村長が先ほどの答弁で一番最初に挙げておりましたスクールバスの関係ですけれども、一応聞くところによりますと、先日PTAとの懇談会が行われたというふう聞いております。また、スクールバスの発着、どこまで大体、何人くらい乗っていくのか、あと聞くところによりますと、八戸駅までというふうなことは聞いておりましたけれども、高校はほかにも他地域もあると思いますが、そこら辺の生徒さんの対応をどうするのかお伺いいたします。

また、人口減少に対してもいろいろ議会と執行部と話し合いながらやっていくということですが、私としては、須藤村長のときに定住促進住宅というのを10棟建てました。そのとき、70人ぐらいの人口増が見受けられました。ただ、今考えると、他地域からの人の奪い合いだと思っております。

そこで、村にゆかりのある方を呼び戻す体制づくりも必要だと思います。そこら辺についても答えられる範囲でお伺いいたします。

○議長（横道一男君） 課長、松原君。

○企画商工観光課長（松原健夫君） ただいまの佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの件についてなんですけれども、新郷診療所6時15分発を予定しております。そこから西越郵便局前6時25分発を予定しております。浅水、扇田を經由いたしまして、八戸駅西口のロータリーに7時5分着を予定しております。そこから先、市営バスですかJR等、各高校の、県立高校ですね、間に合う時間帯でバスの運行を予定しております。

人数なんですけれども、意向調査を実施いたしました。今年初めなんですけれども。積極的に使いたいとおっしゃっていただいた方10人おりました。前期と後期に分けて、4月から9月までトライアル期間としております。そこで、実際に乗ってみて自分たちの都合に合うかどうかもう検討して、10月からまた新たにこちらのバスを使うかどうかというところは、また改めて懇談の場を持ちたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） まずは、今スクールバスの件は、今、課長が言ったとおりでございます。そして、やっぱりできるところからやっていくと。議員が言うには、多分ほかの地域とかの学校に行く、十和田とか、そういうことも言っていると思うんですけれども、まず今はトライアルということが出ましたけれども、今これを実際やってみて、その間にバランスは取ろうとは思っています。これが人口減少とかこっちにもつながるんですけれども、まずは今の学生、きちんと支援する村だと、そういうことをしっかりとやっていって、ただ補助金を配るとかそういうわけではなく、それはそれよりも、それもそうですけれども、それプラス、プラスアルファの支援をしていくということで、私は今このスクールバスの運行を始めるということになりました。

そしてもう一つ、これが人口減少対策、やっぱり村に、今、佐藤議員が言ったとおり、昔はここがまず70人増えたということで、他地域からの人の引っ張り合いだと。実際そういう部分もあると思います。現在は、他地域も人口減少が進んでいる状況でございます。引っ張り合ったとしても、本当に少ないパイを奪い合う、今そんな状況で。逆に、それよりはきちんと連携して、全体的に住みよい地域になればいいなど、そういうふうな考えもございます。

そして、やっぱりUターン、学校にみんな行って村から出ていくんですけれども、Uターンの促進、そして定住化、そのためには、やっぱり住んでよかったなという村にしていくのが大前提だと思っております。せっかく村に来て定住を決めたとしても、例えば高齢化になって住

みづらいなど、やっぱりそういうふうな後悔とかなないように、まずは、先ほども言いましたけれども、住みよい村、きちんとした住んでよかったなと思える村にするために、これから皆さんの意見も聞きながら、本当に必要なことを計画してやっていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 2番、佐藤泰司君。

○2番（佐藤泰司君） スクールバスに関しては、やっぱり不公平さをなくして、スピーディーな実行、実現させていただきたいと思います。

定住、人口減少に対しては、私と村長の考えが大体同じかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、佐藤泰司君の一般質問を終わります。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

おととい、令和8年3月1日をもって、我が新郷村は無火災1,000日を達成しました。このことは、新郷村消防団の防災、防火に対する啓発活動と、村民一人一人の努力と協力により達成されたものであり、今後も村民一丸となって新郷村の安全・安心のために無火災を続けていきたいと思っています。

さて、今回の一般質問の通告についてですが、去る令和4年2月11日、小坂地区にあるビニールハウスで段ボールのまき等を焼く火災が発生いたしました。その際、現場から100メートルも離れていない民家の住人から、火災を知らせる防災無線が聞こえなくて、何が起こっているか分からなかった、消防車が来て初めて火災に気づいたという話を伺いました。

近隣住民に聞き取りをしてみたところ、防災行政無線の更新がなされた後、小坂集落から上栃棚集落にかけて10世帯ほどで聞こえなくなったということでした。

そこで、新郷村の防災行政無線の現状と住民への情報伝達についてお聞きいたします。

防災行政無線は、住民に直接、火災や地震、土砂災害等の災害発生時に情報提供するだけでなく、自治体からのお知らせなどにも利用されています。

防災行政無線の聞こえ方は、放送スピーカーからの距離や風向き、建物の密閉性等、あるいは大雨の天候や環境によって、聞こえなかったり聞こえづらいことがあります。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、村では、村内の防災無線が聞こえない、あるいは聞こえづらい等の地域及び世帯を把握しているのか。もし把握しているのであれば、その地域及び世帯数を教えてください。

2、現在、防災無線が聞こえない、あるいは聞こえづらいことに対する対策は行われているのか。また、今後の対策は。

3、防災行政無線と新郷村の公式LINEとの連動はどうなっているのか。

4、防災行政無線、公式LINEのほか、住民への情報伝達手段としてどのような方法が取られているのか。また、今後新たな方法を考えているのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 3番、稲葉議員の防災行政無線等の活用についてにお答えをいたします。

村の防災行政無線は、平成6年に運用をアナログ方式で運用を開始し、平成29年から順次デジタル方式へ切替えを行い、令和3年から全域でデジタル方式での運用となっております。

切替え後、以前より聞こえにくくなった等のご意見をいただいております。稲葉議員のご指摘のとおり、防災行政無線は、住民に直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムであります。特に、災害発生時には村民の生命・財産を守るため重要な施設であると認識しておりますので、適正な運用に努めてまいります。

質問に対する答弁は、総務課長よりお答えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 3番、稲葉議員の防災行政無線等の活用についてお答えいたします。

1点目、防災無線が聞こえない、聞こえづらい等の地域及び世帯数でございますが、令和3年のデジタル化以降、これまで9件のご意見をいただいております。特定の地域や集落ではなく、いずれもスピーカーからの距離が遠い、集落の中心から離れたところの方からとなっております。

2点目、対策についてでございますが、戸別受信機の設置が3件、スピーカーの新設、向き

の調節、延長が各1件、計6件で対策済みとなっております。

未対応の3件のうち2件につきましては、家の中の状況、例えば、テレビを放送していないときは聞こえる等のため様子を見ることとしており、残りの1件については対策を検討しているところでございます。

また、聞き逃しサービス、防災無線電話応答サービスを運用しております。

3点目、防災行政無線と村公式LINEとの連動についてでございますが、現状、別々の運用となっております。

4点目、防災行政無線、公式LINEのほか、住民への情報伝達手段についてでございますが、防災情報につきましては八戸圏域連携中枢都市圏で運用しておりますほっとするメールへの登録を呼びかけております。緊急速報メール、いわゆるエリアメールの配信も可能となっております。

また、これまでも災害発生時や緊急時には、独り暮らしや高齢世帯を中心に、職員や消防団員等が直接電話等で連絡し、場合によっては訪問し、情報の伝達や安否確認等を行ってきており、今後もあらゆる手段を用いて村民の安全・安心を確保していく所存でございます。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（稲葉嘉浩君） 今お答えいただいた件で、何点か質問させていただきます。

防災無線が聞こえないとか聞こえづらいというのは、住民から9件ほどあったということで、これは行政側のほうに住民から来ているわけですがけれども、例えば独り暮らしの高齢者とか、もともと放送がされているのも分からないというような方もいると思うんですよ。ですから、例えば、役場のほうで実態調査ということで、全世帯にアンケートを取ってみるとか、そういうことをすればもっと件数は増えてくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

あとは、戸別受信機3件というのはありますけれども、前、消防担当の方ともお話ししたときには、やはりそういう聞こえないところには戸別にそういうものがあるんだと。その貸出しも考えているというのを聞いたんですけども、やはり防災無線は何より、防災の面で災害時や、昨年から問題になっている熊の出没情報で、人に災害がいくのを防ぐ非常に大事な情報ツールだと思いますので、受けるだけではなくて、やはり行政側から本当に聞こえていますかというふうなアクションを起こすべきだと思います。

戸別受信機についても、やはりお金がかかる問題なので、離れた場所とか独り暮らしの方の

ところにやるについても予算が必要であるなどと思いますが、その辺も今以上に検討していただいたほうがいいかと思います。

あとは、公式LINEの運用、連動ですけれども、別々に運用されているということで、熊の被害の情報を発信するというのはそうでしたけれども、やはり有線放送が流れたと同時に公式LINEのほうに同じような情報が流れるような、受けるような方法を取っていただけたほうがいいかと思いますし、それをやるまではやはり難しいでしょうか。その辺、何かすぐできない理由があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 稲葉議員のご質問にお答えいたします。

まず、ありましたアンケート等の実態調査につきましては、今後、住民からの意向を踏まえて検討してまいりたいと思っています。

次に、LINEの運用についてでございますけれども、これまで村公式LINEの発信につきましては、担当課の課長の決裁が必要でございました。それをこのたび所属長の所属課の各課長の決裁により発信できることと運用も変更しておりますので、以前よりは時間を置かずに発信が可能となっております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（稲葉嘉浩君） やはり公式LINEをせっかくつくっているんですから、やはり利用していただきたいと思います。あと、広報のほうにその公式LINEへの登録の仕方とか、あとは先ほど課長が言いました防災無線を聞き逃したときの防災無線電話応答サービスの電話番号とかが書いてありますけれども、この防災無線電話応答サービスの存在をこの広報だけでは知っている方が少ないと思うんですね。

あと、公式LINEもやはり、やるには高齢者の方が難しいのかと思いますけれども、そういうものをもっと住民の方に利用していただけるように、例えば講習会をやるとか、人が集まるとき、常会のところに行って、この公式LINEをそれから登録できますよとかそういうふうな活動も必要なんではないかと思います。

公式LINEとその防災無線の電話応答サービスですね、その辺の普及をどのようにしてこれから進めたいかというのをお聞きしたいんですが。よろしくお願いします。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 稲葉議員の質問にお答えいたします。

まず、公式LINEの普及につきましては、村にデジタル相談員という方を配置していただき、週に2回、相談室のほうでデジタルに関する相談に乗っております。

また、最近はありませんが、以前は集会とかにその相談員も入って、LINEの操作の仕方を教えているということもあります。

聞き逃しサービスの電話につきましては、まず毎月広報紙には載せておりますけれども、なかなか周知がされていないということですので、改めてチラシ等を配布して、周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時36分)

第 3 日 (3 月 6 日)

令和 8 年第 1 回新郷村議会定例会

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）午前 10 時 01 分開議

議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 2 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 3 号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 5 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 6 号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 7 号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 9 号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 10 号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 11 号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 12 号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 13 号 田子高原広域事務組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 9 号）案について
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 7 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案について
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 7 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）案について

日程第16 議案第17号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について

日程第17 議案第18号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）案について

日程第18 議案第19号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第4号）案について

日程第19 議案第20号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案について

日程第20 議案第21号から議案第27号まで（予算特別委員長報告）

日程第21 議員派遣の件について

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（7名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	副村長	横田堅悦君
教育長	今井裕一君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工 観光課長	松原健夫君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	高見憲一君	建設課長	福山鋼蔵君
税務課長	前山艶子君	住民課長	平葎美幸君

厚生課長 保土沢 京子 君 診療所事務長 長 峯 満 君
教育委員会 横 沢 幸 治 君
総務課長

職務のため出席した者の氏名

議事 務 局 会 長 福 山 徹 君 主 査 山 岸 夏 海 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第3号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議題第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第6号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第6、議案第7号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第9号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第9、議案第10号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第11号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第11、議案第12号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第12、議案第13号 田子高原広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第13、議案第14号 令和7年度新郷村一般会計補正予算(第9号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第15号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第15、議案第16号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第16、議案第17号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第17、議案第18号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第18、議案第19号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第19、議案第20号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号から議案第27号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第20、議案第21号から議案第27号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、佐藤泰司君。

○予算特別委員長（佐藤泰司君） それでは、審査の結果について申し上げます。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告書については、お手元に配付したとおりであります。

令和8年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、各公営企業会計予算案、全て原案可決であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第27号までの7件に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第27号までの7件は委員長報告のとおり決定されました。

◎議員派遣の件について

○議長（横道一男君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建設及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

(午前10時23分)

◎村長挨拶

○議長(横道一男君) 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長(佐藤和友君) 提案しました議案、全てご承認いただき、ありがとうございました。

これから季節も春に向かいます。国道454号もゴールデンウイーク前には片道通行が可能になる予定で、各関係者の方々にはご尽力いただいております。

そして新年度におかれましては、村のより一層の発展、また、住民の生活を支える、守るために、職員一同働いてまいりたいと思っております。どうか皆様のお力添えのほど、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(横道一男君) 令和8年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時24分)

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第21号	令和8年度新郷村一般会計予算案について	原案可決
議案第22号	令和8年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について	〃
議案第23号	令和8年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について	〃
議案第24号	令和8年度新郷村介護保険特別会計予算案について	〃
議案第25号	令和8年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について	〃
議案第26号	令和8年度新郷村簡易水道事業会計予算案について	〃
議案第27号	令和8年度新郷村下水道事業会計予算案について	〃

令和8年3月6日

予算特別委員長 佐藤 泰司

新郷村議会議長 横道 一男 殿

議員派遣の件

令和8年3月6日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。なお必要な変更が生じた場合は議長に一任する。

1 五戸地区議会議員協議会役員会

- (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和8年3月18日(水)
- (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会

- (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
- (2) 派遣場所 新郷村
- (3) 期間 令和8年4月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

3 町村議会広報研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による広報研修会
- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期間 令和8年5月20日(水)
- (4) 派遣議員 稲葉嘉浩議員、佐藤泰司議員、福山恵一郎議員、才神幸男議員

4 全国議長・副議長研修会

- (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和8年5月26日(火)
- (4) 派遣議員 副議長

5 県下町村議会議員研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会

- (2) 派遣場所 青森市
 - (3) 期 間 令和8年7月8日(水)
 - (4) 派遣議員 議員全員
- 6 正副議長・各種常任委員長・議会運営委員長・事務局長研修会
- (1) 目 的 議会の制度運営等に関する研修会
 - (2) 派遣場所 青森市
 - (3) 期 間 令和8年10月21日(水)
 - (4) 派遣議員 副議長・各常任委員長・議会運営委員長
- 7 三戸郡町村議会議員研修会
- (1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会
 - (2) 派遣場所 田子町
 - (3) 期 間 令和8年10月下旬予定
 - (4) 派遣議員 議員全員
- 8 五戸地区議会議員協議会調査研修会
- (1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会
 - (2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所
 - (3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日
 - (4) 派遣議員 議員全員
- 9 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会
- (1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会
 - (2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所
 - (3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日
 - (4) 派遣議員 議員全員
- 10 新郷村総務・産業建設常任委員会合同行政調査研修
- (1) 目 的 両委員会の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会

- (2) 派遣場所 両委員会で決定した場所
- (3) 期 間 両委員会で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年6月4日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 滝沢 仁

署 名 議 員 才神 幸男